

伊豆の国市食品ロス削減推進計画

令和7年3月

伊豆の国市

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景と目的
2. 計画の位置づけ
3. 計画の範囲
4. 計画の期間

第 2 章 食品ロスの現状と課題

1. 日本の食品ロス量
2. 静岡県の商品ロス量
3. 伊豆の国市の食品ロス量
4. 食品ロスに関するアンケート調査

第 3 章 計画の基本理念と推進施策

1. 基本理念
2. 基本方針
3. 目標
4. 基本方針に基づく取組施策・各主体役割

第 4 章 計画の進行管理

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景と目的

食品ロスとは、日々の生活や製造などの活動において、本来食べられるにも関わらず廃棄される食品のことです。食料の多くを輸入に依存する日本では、大量の食品ロスが発生しています。その量は、令和4年度に関して、年間472万トン（家庭から236万トン、事業者から236万トン）と推計されています。この量は、2020（令和2）年の世界の食糧援助量約420万トンを上回ります。

食品ロスの問題については、2015年9月に国際連合総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づくSDGs（Sustainable Development Goals）において言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっており、また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している日本において、真摯に取り組むべき課題となっています。

日本国内においては、令和元年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が成立し、令和元年10月に施行されました。また、静岡県では、令和4年3月に第4次静岡県循環型社会形成推進計画が策定され、この中で、食品ロスの削減の推進に向けた取り組みや目標が設定されています。

以上の背景を踏まえ、本計画は、市民、事業者、関係団体及び行政が一丸となり、持続可能な社会の実現に向け、食品ロス削減推進に対する取り組みや目標を設定することを目的として、策定するものです。



出典：国際連合広報センター

「SDGs（持続可能な開発目標）」17のゴール

2. 計画の位置づけ

本計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和2年3月31日閣議決定。以下、「国の基本方針」という。）及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえて、市町村が策定する、「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）として位置づけます。

また、「伊豆の国市一般廃棄物処理基本計画」の食品ロスに関する個別計画として位置づけるとともに、上位計画である「第2次伊豆の国市総合計画」との調和を図ります。

3. 計画の範囲

本計画の対象区域は、市内全域とします。

また、本計画の範囲は、食品ロスの発生抑制、食品廃棄物の減量、資源化等に関するものとします。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和13年度（2031年度）までの7年間とします。

なお、本計画は、上位計画である「伊豆の国市一般廃棄物処理基本計画（令和4年4月策定）」の改定に合わせ、令和14年度に「伊豆の国市一般廃棄物処理基本計画」の中に位置づけることを想定しています。

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
食品ロス削減 推進計画															
一般廃棄物処理 基本計画															

計画期間 7 年間

一般廃棄物処理基本
計画内に位置付け

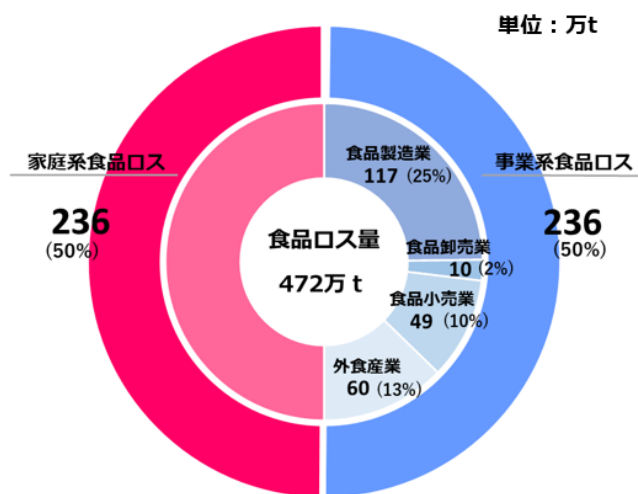
計画期間 15 年間

第2章 食品ロスの現状と課題

1. 日本の食品ロス量

日本における令和4年度の食品ロス量は、472万トンとなっています。

このうち食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量は236万トン、家庭から発生する家庭系食品ロス量は236万トンとなっています。



国民1人当たり食品ロス量

1日 約103g

※おにぎり約1個のご飯の量(約110g)に近い量

年間 約38kg



資料：総務省人口推計(2022年10月1日)

食品ロスとは（農林水産省ウェブサイトより）

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_4.html

2. 静岡県食品ロス量

静岡県における食品ロス量を試算すると、約17万トン（令和元年度）の食品ロスが発生していると考えられています。静岡県では、食品ロスの比率が家庭系30%、事業系70%となっています。全国に比べ、事業系ロスの推計割合が高い理由は、日本一の出荷額を誇る冷凍水産食品など食品の製造・流通・販売が盛んな地域であることも考えられています。

〈静岡県の食品ロス量（試算）〉

（単位：万トン）

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元		
						割合	全国の量
家庭系	5.3	5.2	5.1	5.1	5.1	30.4%	261（45.8%）
事業系	13.4	13.7	12.5	12.6	11.7	69.9%	309（54.2%）
計	18.7	18.9	17.6	17.7	16.8	100.0%	570（100%）

出典：第4次静岡県循環型社会形成計画

3. 伊豆の国市の食品ロス量

令和5年度に実施した家庭から排出された食品ロスの調査を行ったところ、以下のような結果になりました。

なお、本計画では伊豆の国市全体の事業系食品ロスの把握が困難であるため、家庭系食品ロスのみ対象とした。

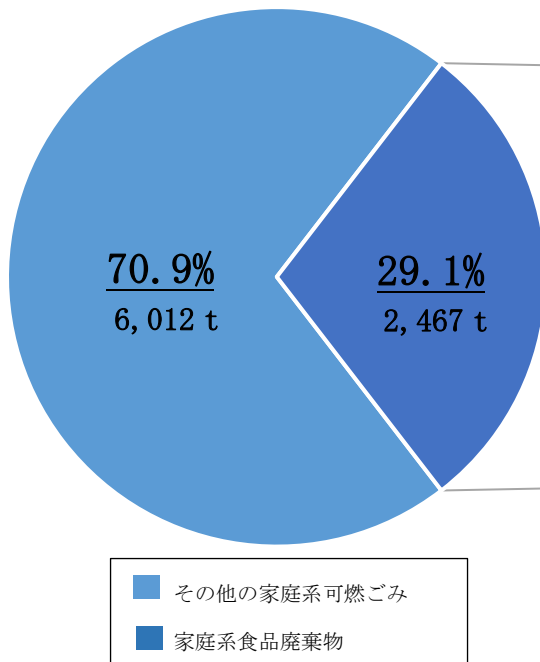
※ 調査実施方法については、資料編「ごみ袋開袋調査実施要領」による。

伊豆の国市の家庭系可燃ごみに占める食品ロス量の内訳

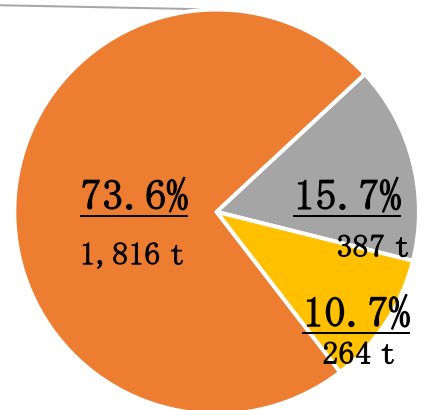
令和5年12月19日実施

ごみ袋開袋調査に基づく推計

家庭系可燃ごみの内訳



家庭系食品ロス量の内訳



- 調理の際に食べることができる部分まで廃棄したもの
- 直接廃棄（手つかず食品）
- 食べ残し

家庭系可燃ごみ（総量 8,479 t）に占める

※食品ロス削減重点量 651 t（7.7%）

市民1人あたりの食品ロス削減重点量 134g/日

※ 上記調査結果のうち、調理の際に食べることができる部分まで廃棄したものも概念上食品ロスに含まれるが、過剰に廃棄されたものであるかの判断が調査員の主観に依るところが大きいことから、食品ロス削減推進を直接廃棄（手つかず食品）及び食べ残しの計 651t（家庭系可燃ごみに占める割合 7.7%）を焦点に食品ロス削減を実施することとする。

＜伊豆の国市の家庭ごみから出た食品ロスの一部＞



食べ残し



直接廃棄（手つかず食品）



調理の際に食べることができる部分まで廃棄したもの

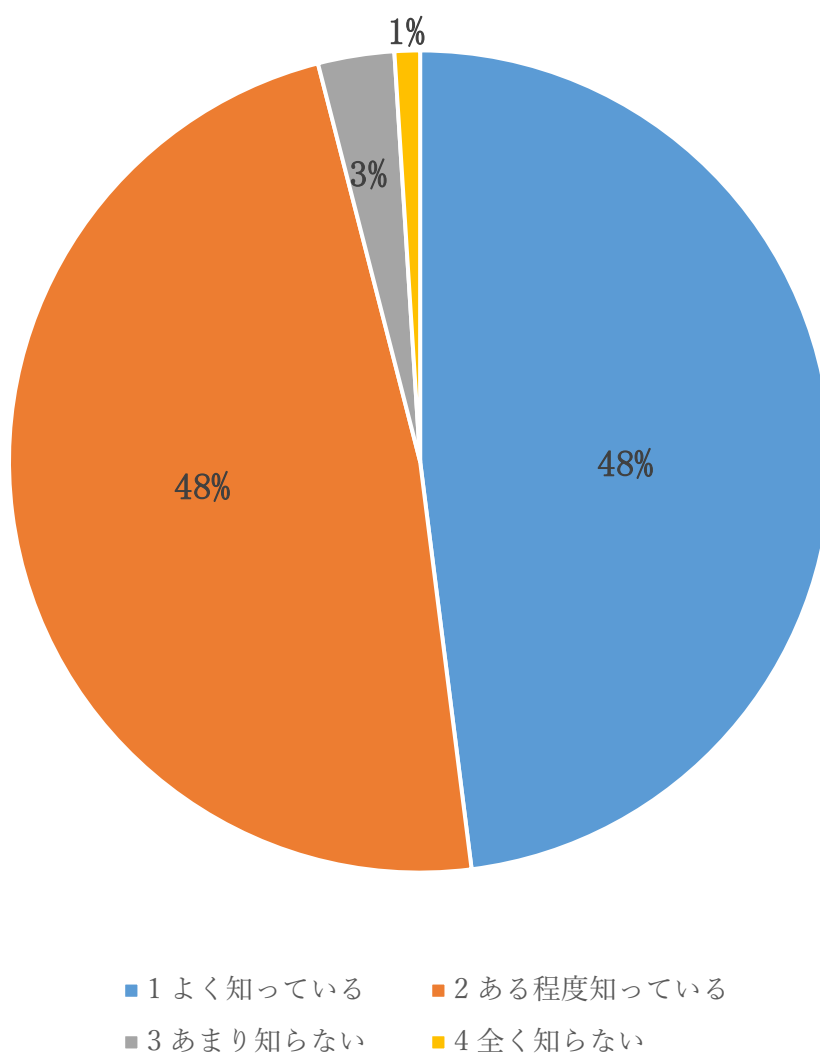
4. 食品ロスに関するアンケート調査

令和6年8月1日から9月2日までの期間で市民に対するアンケート調査（Logo フォームにより実施）を実施し、計 783 件の回答（全人口 46,143 人（令和6年9月1日現在）の約 1.7%程度）がありました。

① 食品ロスに対する問題意識

全回答のうち、96%の市民が食品ロスに関し、問題となっていることを「よく知っている」または「ある程度知っている」との回答となったことから、高い問題意識を持っていることが分かりました（図1 参照）。

図1 設問：あなたは、「食品ロス」が問題となっていることを知っていますか。



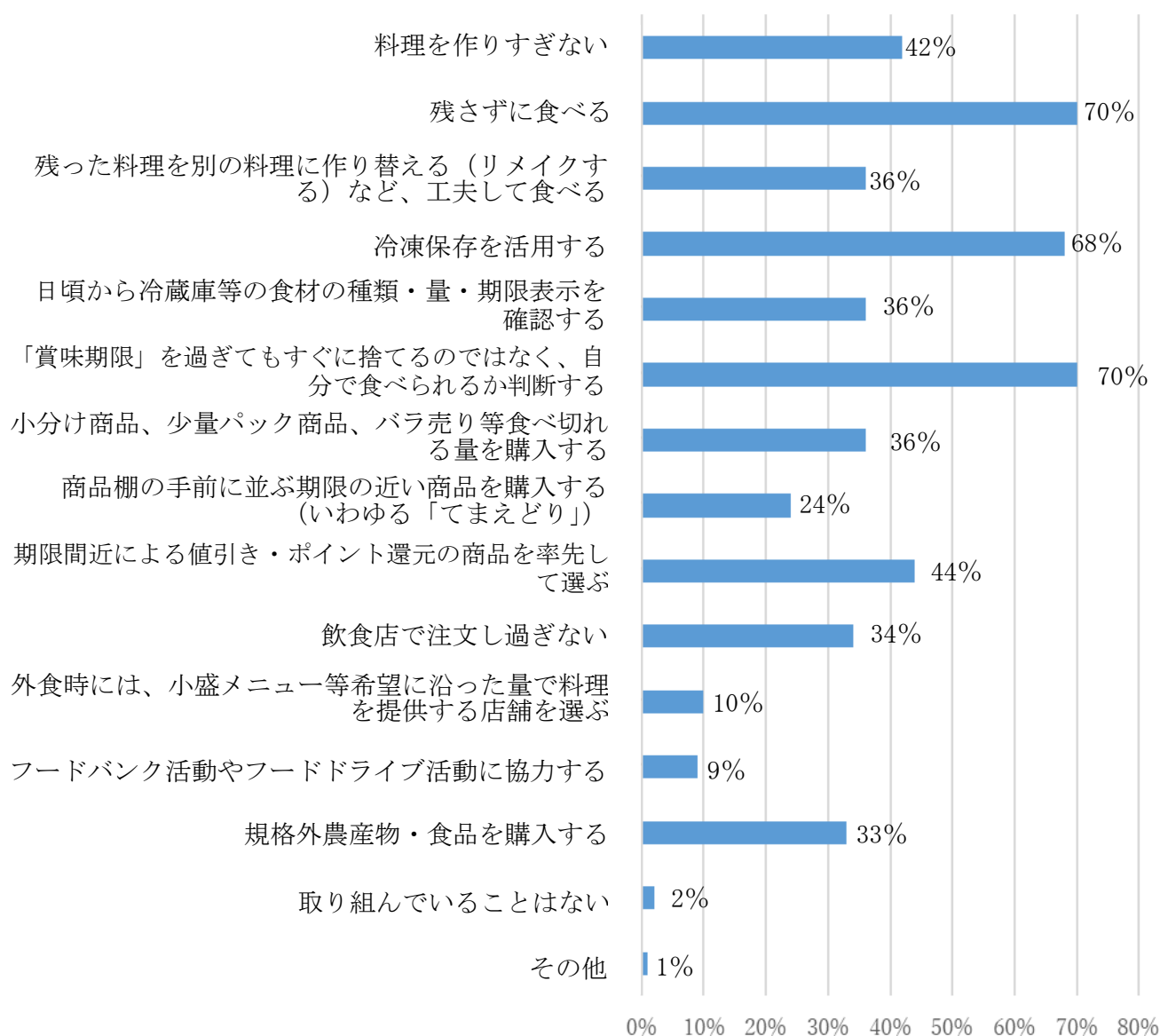
② 「食品ロス」削減に対する取り組み

また、食品ロスを減らすために取り組んでいること（重複回答可とする設問）のうち、最も多く取り組んでいる項目として、「残さずに食べる」、「賞味期限を過ぎてもすぐに捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する。」が70%となりました（図2参照）。

他方、最も取り組みが低い項目として「フードバンク活動やフードドライブ活動に協力する」が9%、「外食時には、小盛メニュー等希望に沿った量で料理を提供する店舗を選ぶ」が10%、「商品棚の手前に並ぶ期限の近い商品を購入する（いわゆる「てまえどり」）」が24%の順となり、「取り組んでいない」は2%となりました（図2参照）。

図2 設問：あなたは、「食品ロス」を減らすために取り組んでいることはありますか。

以下の項目のうち、当てはまるものを全てお選びください。



第3章 計画の基本理念と推進施策

1. 基本理念

食べ物の“もったいない”がない国 伊豆の国

豊かな食文化と食べ物を大切にする意識を持つ私たちが、“もったいない”を再認識し、市民・事業者・市の相互の連携により、食品ロスの削減につながる取り組みを進め、環境負荷の少ない持続可能なまちの実現を目指します。

2. 基本方針

(1) 食品ロス削減に向けた広報・啓発

食べ物を無駄にしない意識を持ち、食品ロス削減の必要性を認識することにより、自発的に食品ロス削減行動を起こすことができるよう、広報・啓発を実施します。

(2) 市民・事業者と連携した取り組みの推進

個々での取り組みでは解決することが難しい食品ロスを、生産から消費までを全体で捉え、市民、事業者等の多様な主体と連携し、食品ロス削減の取り組みを推進します。

(3) 循環型社会の推進に向けた生ごみの減量化及び適正な再生利用

食品ロス削減に十分に取り組んだ上でも生じる食品廃棄物については、有効活用に向けた食品リサイクルによる循環利用を推進します。

3. 目標

(1) 家庭系食品ロス量を令和13年度に578t以下とする

本市で排出されている家庭系食品ロス排出量について、令和5年度ごみ袋開袋調査の実施結果により、食品ロス量削減のために重点的に削減することとした直接廃棄（手つかず食品）及び食べ残しの排出量の割合は7.7%となり、年間で651tが排出されている推計となります。

上記結果を踏まえ、本市では、食品ロス発生抑制を推進するため、4に示す施策を行い、家庭系食品ロス量を令和13年度に578t以下とします。

【指標設定方法】

国は、平成12年度（2000年度）比で令和12年度（2030年度）までに食品ロス量を半減させるという目標※を掲げていることから、本市計画でも同様の目標設定とするため、下記計算により設定しました。

本市食品ロス削減量推計値（651t×（7年間（令和7年度～令和13年度）×1.6%（国目標値における年平均減少率））

※ 食品ロス半減目標（平成 12 年度（2,000 年度）比）

「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年6月閣議決定）による目標設定」

【事業系食品ロス量の推計について】

事業系食品ロス量の数値は、全体のうち、年 100 t 以上を排出する事業者は、食品リサイクル法に基づく排出量届出の義務があり、把握が可能であるが、年 100 t 以下の小規模事業所は届出義務がなく、把握が困難であることから、事業所においては、後に示す施策に基づく、啓発等の取り組みに替え、数値目標を定めないこととした。



（２）市民によるてまえどり実施率を 40%以上とする

食品ロスに関するアンケート調査結果より、商品棚の手前に並ぶ期限の近い商品を購入する（いわゆる「てまえどり」）の実施率が 24%でありました。

上記結果を踏まえ、本市では、事業者による食品ロス発生抑制を推進するため、4に示す施策を行い、市民によるてまえどり実施率を 40%以上とします。

4. 基本方針に基づく取組施策・各主体役割

基本方針(1) 食品ロス削減に向けた広報・啓発

(1) 行政の取組施策

- ・ 広報いずのくに、市公式ウェブサイト及び市公式 LINE アカウント等の SNS の活用による、食品ロスの削減に向けた記事の掲載及び食品ロス削減月間における啓発実施
- ・ 市で実施するイベント等での食品ロス削減に関する広報、啓発の実施
- ・ 若年層等を対象とした食品ロス削減に関する広報、啓発の実施

(2) 市民の取組役割

- ・ 食品ロス削減の重要性についての理解と、食品ロスに関する情報収集や市等が実施する施策への積極的な参加。

(3) 事業者の取組役割

- ・ 食品ロス削減の必要性の理解と、自らの事業活動により発生している食品ロスの把握と、社員等への啓発。

- ・ 自らの取組みに関する積極的な情報発信や啓発、消費者の行動促進と食品ロス削減に向けた意識醸成。

基本方針(2) 市民・事業者と連携した取組みの推進

(1) 行政の取組施策

- ・ 宴会シーズンに合わせた「30・10」運動の推進
- ・ 「てまえどり」の推進（啓発品の提供等）
- ・ 「ふじのくに食べきりやったね！キャンペーン」への参加促進
- ・ 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会との連携による食べきりの推進
- ・ 伊豆の国市社会福祉協議会が実施しているフードバンク事業に対する広報や場所の提供等の連携及び協力支援
- ・ 市が備蓄している災害用備蓄食料のうち、消費期限が近いもののフードバンク事業への提供及び活用
- ・ 飲食店等において、食べ残しが発生した場合、希望者へ飲食物を持ち帰りできる容器（ドギーバッグ）の普及啓発

(2) 市民の取組役割

- ・ すぐ食べるものの積極的な「てまえどり」の実施
- ・ 家庭で余っている食品をフードバンク活動に参加し、有効活用する。
- ・ 飲食店等において、食べ残しが発生した場合、希望者へ飲食物を持ち帰りできる容器（ドギーバッグ）等の活用

(3) 事業者の取組役割

- ・ 市が実施する施策、啓発事業等への積極的な協力
- ・ 適正受発注、売り切り、食べきり等、自らの業態に応じた食品ロス削減に向けた取り組みの推進。
- ・ 「てまえどり」に関する啓発の実施
- ・ 飲食店等において、食べ残しが発生した場合、希望者へ飲食物を持ち帰りできる容器（ドギーバッグ）の普及啓発

基本方針(3) 循環型社会の推進に向けた生ごみの減量化及び適正な再生処理

食品ロスの削減に十分に取り組んだ上でも生じる食品廃棄物について、下記施策により再生利用を実施します。

(1) 行政の取組施策

- ・ 「伊豆の国市民循環型健康づくり」を推進するため、「安全、安心、健康のまちづくり行動計画」に基づいて建設した資源循環センター農土香において製造する『食品残渣』『牛ふん』『剪定枝』を原料とした「完熟たい肥農土香」を、下表のとおり市内等での販売。

※ 食品残渣は、市内の給食センター、旅館、福祉施設及び一般家庭（一部地域）から、牛ふんは市内畜産農家から、剪定枝は市内一般家庭から排出されたものを使用。

- ・ 生ごみのリサイクルを推進するため、利用登録された方に、EM ぼかしを無料配布（容器は自己負担。要会員登録。）。

※ EM ぼかしとは、米ぬかともみ殻に EM（有機微生物群）と糖蜜を混合し、発酵、乾燥させたもので、生ごみに振りかけるだけで、嫌な臭いや虫もわからずに、良質な発酵堆肥に変わります。

※ 配布場所は、伊豆長岡庁舎をはじめ市内7か所（令和7年4月現在）。

(2) 市民の取組役割

- ・ 生ごみの分別収集・堆肥化・資源化の積極的な協力

(3) 事業者の取組役割

- ・ 食品廃棄物の飼料や肥料等への再利用の積極的な協力



第4章 計画の進行管理

本計画は、PDCA サイクルに基づき、進行管理を行うとともに、伊豆の国市一般廃棄物処理基本計画改定時に市内における食品ロスの搬出状況の把握や伊豆の国市一般廃棄物処理対策委員への意見聴取等により、必要に応じて計画の見直しを実施し、改善策や新たな施策の展開につなげます。

